

第二十一号書式 (平10総府令47・全改、平12総府令90・一部改正)

昭和30年法律第144号による改正後の戦傷病者戦没者遺族等

援護法による遺族年金
弔慰金 裁定証明書

公務員 (氏 名)

扶助料請求者 [遺族年金
弔慰金 受給者]

公務員との続柄

(氏 名)

上記公務員の死亡につき、上記扶助料請求者に対し、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和30年法律第144号)による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)第4条第2項ただし書の規定の適用により戦傷病者戦没者遺族等援護法第23条第1項第1号に規定第34条第1項の規定

する場合の遺族年金を給すべきものと決定して [証 書
による 弔慰金 裁定通知書 記号] 第

号(年 月 日付け)の遺族年金証書
弔慰金裁定通知書を交付したことを
証明する。

年 月 日

厚生労働大臣 印

備考 扶助料請求者が遺族年金を受けたときは、遺族年金の裁定について証明し、扶助料請求者が遺族年金を受けなかったが弔慰金を受けたときは、弔慰金の裁定について証明すること。